

(仮称) 新太子堂北複合商業施設の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社マルニ
株式会社ツルハ
- 2 届出年月日 令和5年10月20日
- 3 店舗の名称 (仮称) 新太子堂北複合商業施設
- 4 店舗設置者 株式会社マルニ 代表取締役 橋本 孝
気仙沼市東新城三丁目5番地2
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 5 店舗所在地 利府町新太子堂北土地地区画整理事業地内 13街区
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社マルニ	2,201.60㎡	食品、日用雑貨
株式会社ツルハ	959.04㎡	医薬品
計	3,160.64㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年6月21日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 155台 (指針による必要台数: 145台)
- (2) 駐輪場の収容台数 30台
- (3) 荷さばき施設の面積 99㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 61.90 m³ (指針による必要容量: 14.72 m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 A棟 午前9時から午後9時まで
B棟 午前8時から午後9時30分まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前7時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所

(4) 荷さばき実施時間帯 A棟 午前6時から午後10時まで
B棟 午前6時から午前7時30分まで

10 事務手続き等

- ・公告年月日 令和5年11月14日
- ・縦覧期間 公告の日から令和6年3月14日まで
(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 令和5年12月8日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和6年2月27日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和6年3月14日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和6年6月20日 (届出の日から8か月以内)